

○印西市補助金等評価委員会設置要綱

平成20年4月1日告示第70号

改正

平成22年3月17日告示第35号

平成23年3月25日告示第22号

平成30年3月29日告示第45号

印西市補助金等評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、補助金等の必要性、効果等を評価し、適正で効果的な補助金等の交付を行うため、印西市補助金等評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査及び評価を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 補助金等の必要性及び効果に関すること。
- (2) 補助金等に係る改善すべき事項に関すること。
- (3) その他補助事業等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募により選出された市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、補助金等に関する評価が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議に際し必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月 17 日 告示第 35 号）

この告示は、平成22年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月 25 日 告示第 22 号）

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 29 日 告示第 45 号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。